

一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 研究所規則第 3 号
一部改正 平成 28 年 4 月 1 日 研究所規則第 1 号

委員派遣等取扱規則

（総則）

第 1 条 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第 11 条及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所業務方法書第 4 条の規定に基づき、港湾空港技術研究所及び管理調整・防災部（以下「研究所」という。）が、役職員を研究所の業務として委員会の委員、講演会または研修の講師等として派遣（以下「委員派遣等」という。）する場合、この規則に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規程において「業務」とは、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第 11 条に規定されるものをいう。

二 この規則において「依頼者」とは、研究所の役職員に委員派遣等を依頼する者をいう。

三 この規則において「技術指導料」とは、委員派遣等を通じ、依頼者に対し技術指導を行った対価として研究所に支払われる料金をいう。

（委員派遣等の要件）

第 3 条 研究所は、以下の要件の全てに該当する場合、研究所の業務として委員派遣等を行うことができる。

- （１） 研究所の業務である場合。
- （２） 研究所の運営に支障がない場合。
- （３） 役職員の健康及び安全に支障がない場合。

（技術指導料）

第 4 条 研究所は前条の委員派遣等を行う場合、原則として技術指導料を徴収することとする。ただし、依頼者がやむを得ない事由により技術指導料を支払えない場合には、技術指導料を徴収しないこともあり得る。また、研究所が徴収する委員派遣等に係る技術指導料は、別に定めるものとする。

（手続）

第 5 条 研究所は、依頼者より委員委嘱願又は講演依頼等（以下「委員委嘱願等」という。）の提出を受けた場合、当該委員委嘱願等に基づき委員派遣等の諾否及びその技術指導料を徴収するか否かについて審査し決定する。

（技術指導契約の締結）

第 6 条 研究所は、技術指導料を徴収する場合は、依頼者との間に技術指導契約を締

結するものとし、その手続きは別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。